

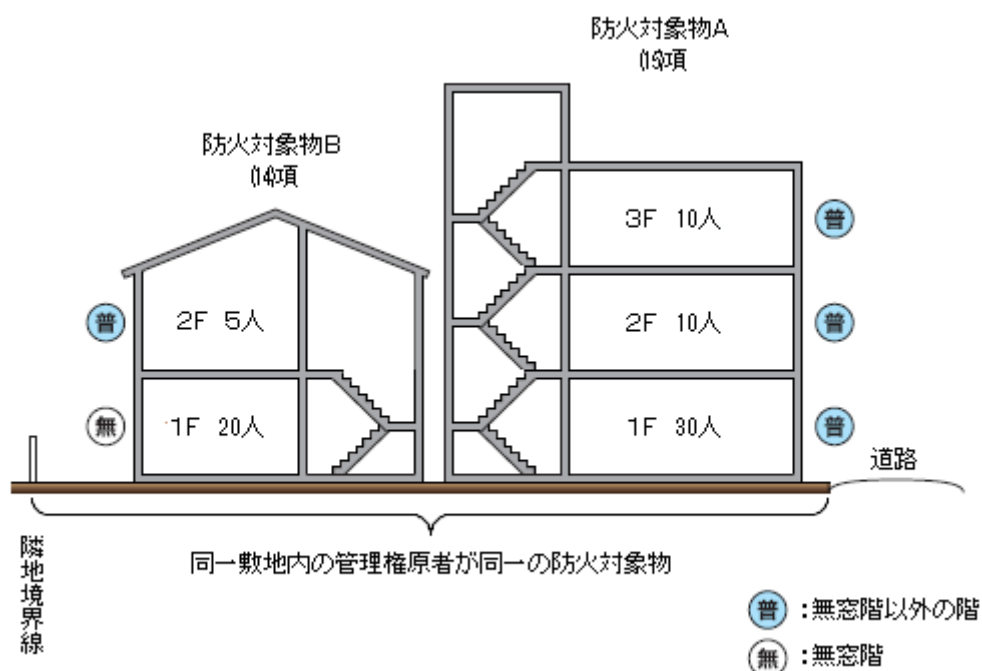
第2 収容人員の算定

収容人員の算定方法は、省令第1条の3の規定によるほか、次によること。

1 収容人員の算定

収容人員の算定は、防火対象物の階ごとに算定した数（以下この項において「階収容人員」という。）又は当該棟に存する階の階収容人員を合算した数（以下この項において「棟収容人員」という。）により、取り扱うこと。（第2－1図参照）

- (1) 法第8条の規定については、棟収容人員（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が2以上存する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数）により適用する。
- (2) 政令第24条の規定については、棟収容人員又は階収容人員により適用する。
- (3) 政令第25条の規定については、階収容人員により適用する。



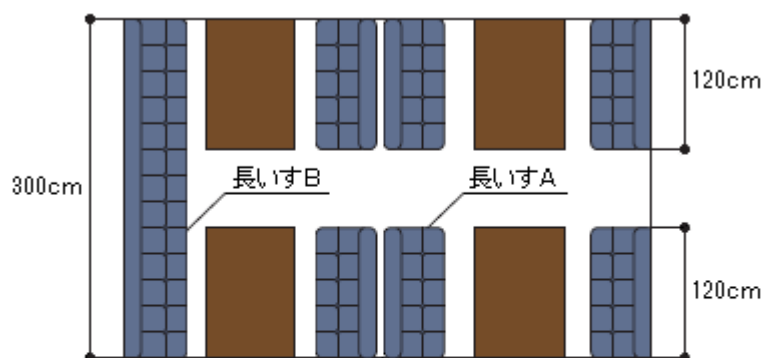
防火管理者又は消防用設備等	防火対象物	用途	棟収容人員又は階収容人員の算定	
法第8条	防火管理者	A	13項	棟収容人員50人
		B	4項	棟収容人員25人
政令第24条	非常警報設備	A	13項	棟収容人員50人
		B	4項	階収容人員(1階・無窓階)20人
政令第25条	避難器具	A	13項	階収容人員(3階)10人

第2－1図

2 共通の取扱い

- (1) 「従業者」の取扱いは、次によること。

- ア 従業者の数は、正社員、契約社員、派遣社員、アルバイト等の雇用形態を問わず平常時における最大勤務者数とすること。ただし、短期間、かつ、臨時的に雇用される者にあつては、従業者として取り扱わないこと。
- イ 交代制勤務制度の場合、従業者の数は通常の勤務時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業者が重複する交代時の数としないこと。ただし、引継ぎ以後も重複して就業する勤務体制にあつては、その合計とすること。
- ウ 指定された執務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。
- エ 階収容人員を算定する場合、2以上の階で執務する者については当該階に指定された執務用の机等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の収容人員に算入すること。
- オ 階収容人員を算定する場合、従業者が使用する食堂、休憩所、会議室及びこれらに類する用に供する部分は、当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして算定すること。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、当該従業者の数とすること。
- (2) 収容人員を算定するにあつての「床面積」の取扱いは、次によること。
- ア 単位面積当たりで除した際に生じる1未満のはしたの数は、切り捨てるものであること。(3(4)ウを除く。)
- イ 駐車の用に供される部分、ロビー、廊下、階段及び便所は、原則として収容人員算定の床面積に含めないものであること。
- (3) 「固定式のいす席」の取扱いは、次によること。
- ア 「固定式のいす席」とは、個々のいすが構造的に固定されているもの又は設置されている場所が一定で固定的に使用され、かつ、移動が容易に行えないものをいい、次に掲げるものは、固定式のいすとして取り扱うこと。
- (ア) ソファ等はいす席
- (イ) 掘りこたつ席
- (ウ) いすを相互に連結したいす席
- イ 固定的なテーブルに設けられる容易に移動可能ないす席については、いす席が設けられる部分を「その他の部分」として取り扱い、その床面積を3㎡で除して得た数よりいす席の数が多い場合は、当該いす席を「固定式のいす席」とみなし、収容人員を算定すること。
- (4) 「長いす式のいす席」の正面幅を0.4m又は0.5mで除す場合は、1つ1つの長いすについて除算し、その都度端数の切り捨てを行うものとし、正面幅の合計について一括してその除算を行うものでないこと。(第2-2図参照)



飲食店(政令別表第1(3)項口に掲げる防火対象物)の場合
 ○長いすA: $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2\text{人}$ $2\text{人席} \times 6 = 12\text{人}$
 ○長いすB: $3.0\text{m} \div 0.5\text{m} = 6.0 \rightarrow 6\text{人}$
 合計: $12\text{人} + 6\text{人} = 18\text{人}$

第2-2図

3 政令別表第1各項ごとの取扱い

(1) 政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物(劇場、映画館、公会堂等)

ア 政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2-1表に定める方法によること。(第2-4図参照)

第2-1表

区分	算定方法 【省令第1条の3第1項】
(1)項	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 客席の部分ごとに次の(1)から(3)までによって算定した数の合計数 (1) 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.4mで除して得た数(1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。)とする。 (2) 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2㎡で除して得た数 (3) その他の部分については、当該部分の床面積を0.5㎡で除して得た数

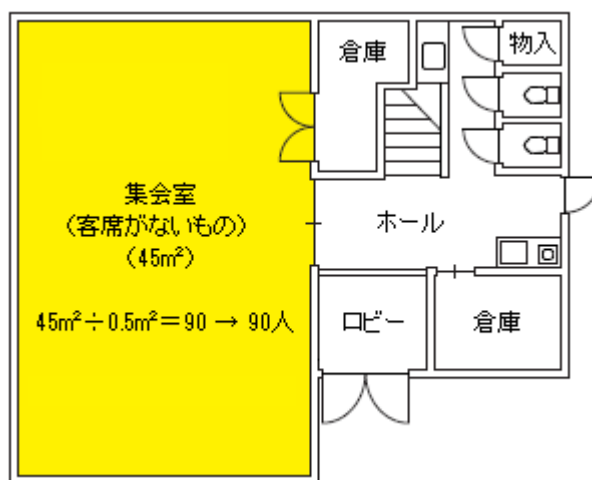
イ 「客席の部分」とは、次に掲げる観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいうものであること。したがって、当該部分内の通路の部分については、収容人員の算定の対象からは除かれること。

用 途	客席の部分
劇場・映画館	演劇、音楽、映画等を鑑賞するためにいす席等が設置されている部分
演芸場	落語、漫才等の演芸を鑑賞するためにいす席、すわり席等が設置されている部分
観覧場	スポーツ、見世物等を観覧するためにいす席、すわり席等が設置されている部分
公会堂・集会場	集会、会議、社交等の目的で集合するためにいす席、すわり席等が設置されている部分

ウ 「立見席を設ける部分」とは、いすを置かず、観客が立って観覧する部分をいうものであること。ただし、客席の通路の延長部分及び非常口その他の出入口の扉が回転する部分等は含まれないこと。

エ 「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の部分で、ます席、大入場等のすわり席及び非固定式（移動式）のいすを使用する客席部分をいうものであること。

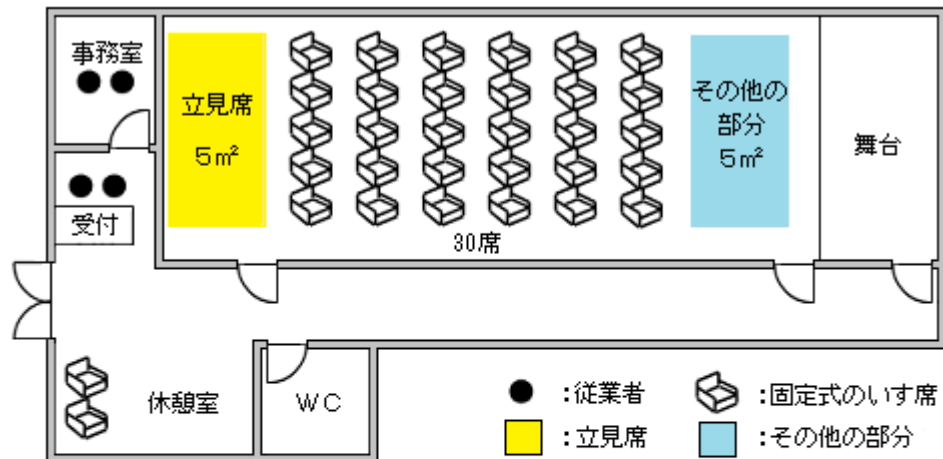
オ 地区公民館、貸会議室その他客室部分が定められていない形態の防火対象物については、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を 0.5 m^2 で除して得た数と従業者の数を合算して算定すること。（第 2 - 3 図参照）



第 2 - 3 図

カ 算定方法の例（劇場 政令別表第 1 (1) 項イ）

(劇場の算定例)



- 従業員の数：4人
- 客席の固定式のいす席：30席 → 30人
- 立見席を設ける部分の床面積を0.2m²で除して得た数
 - ・ $5\text{m}^2 \div 0.2\text{m}^2 = 25 \rightarrow 25\text{人}$
- その他の部分の床面積を0.5m²で除して得た数
 - ・ $5\text{m}^2 \div 0.5\text{m}^2 = 10 \rightarrow 10\text{人}$

階収容人員：69人

(注) 休憩室のいす席の数は、客席部分ではないため算入しない。

第2-4図

(2) 政令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物

(キャバレー、遊技場、性風俗関連店舗、カラオケボックス、飲食店等)

ア 政令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、**第2-2表**に定める方法によること。(第2-5図参照)

第2-2表

区分	算定方法 【省令第1条の3第1項】	
(2)項	遊技場	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数 3 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合は、当該いす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。
(3)項	その他のもの	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 客席の部分ごとに次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1) 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。 (2) その他の部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数

イ 「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」とは、施設内に設置される最大の競技卓、盤、機械等に次の人数にかけ合わせて得られた数とする。

(1)	パチンコ、スロットマシン等	1人
(2)	囲碁、将棋、ビリヤード等	2人
(3)	マージャン等	4人
(4)	ボウリング	レーンに付属するいすの数
(5)	ゲーム機械	機械を使用して遊べる者の数
(6)	人数制限のないもの（ルーレット等）	ゲーム台等の寄付き部分の幅を0.5mで除して得た数
(7)	アミューズメント施設内に設けるスポーツ	当該スポーツ施設を使用できる者
(8)	遊技人数が明確に限定できるもの	当該遊技人数
(9)	(1)～(7)により、遊技人数を算定できない場	競技卓、盤、機械等の数

ウ ボウリング場等にゲームコーナーがある場合は、当該ゲームコーナーのゲーム機械を使用して遊べる者の数を合算して収容人員を算定すること。

エ 「観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいすが設けられている場合」とは、次の場所に固定式のいすが設けられている場合をいう。

(ア) ボウリング場、ビリヤード場等の飲食提供施設、休憩・待合のための場所

(イ) 前(ア)以外の遊技場で、自動販売機コーナー、喫煙コーナー等で観覧、飲食又は休憩の用に供する部分と特定できる場所

オ 従業者以外の同居の家族は、「従業者」に含まないこと。

カ 飲食店の和室内に常時敷かれた座布団で、宴会等でも配置が変わらないものは、固定式のいす席として取り扱っても差し支えないこと。

キ キャバレー等のホステスは、「従業者」として取り扱うが、芸者等で派遣の形態がとられているものについては、「従業者」として取り扱わないこと。

ク 「客席の部分」とは、飲食、遊興、ダンス等を行う部分をいい、厨房、配膳、控室等の客の出入りがない部分を除いたものをいうこと。

ケ 「その他の部分」の具体例としては、次に掲げる部分が該当するものであること。

(ア) キャバレー、ライブハウス等のステージ部分

(イ) ディスコ、ダンスホール等の踊りに供する部分

(ウ) ファッションヘルス、ヌードスタジオ等の個室の部分

(エ) インターネットカフェ、漫画喫茶、個室ビデオ等のDVD等の陳列の用に供する部分

(オ) 待合、料理店、飲食店等の和式の部分

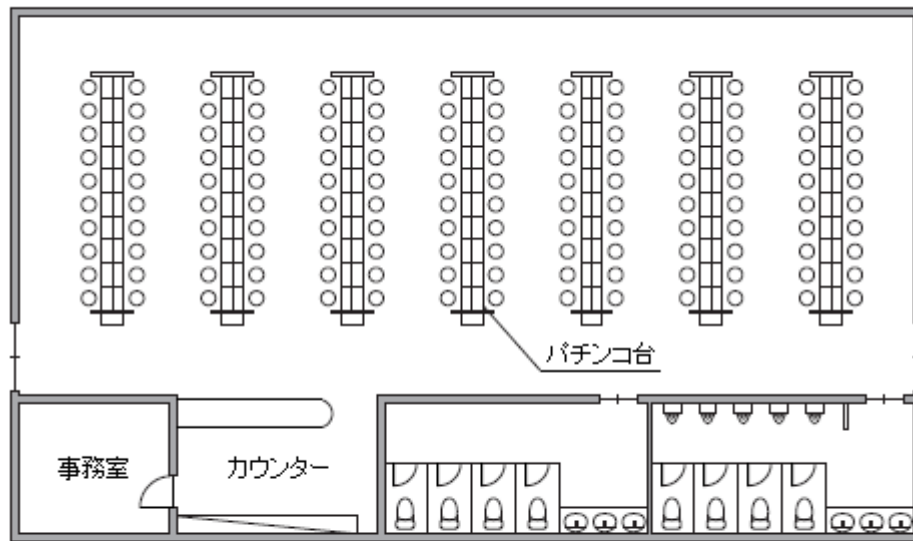
コ インターネットカフェ、個室ビデオ、テレホンクラブの個室その他これらに類する形態の部分で、当該個室に固定式以外のいすが設けられているものについては、常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができない固定的に使用されるものは、固定式のいすとみなし、算定すること。

サ 個室型店舗の場合は、個室（これに類する施設を含む。）ごとに算定するが、個室の算定人員が1未満の場合は、1人として算定する。

シ 算定方法の例

(ア) パチンコ店（政令別表第1(2)項ロ）

(パチンコの算定方法の例)

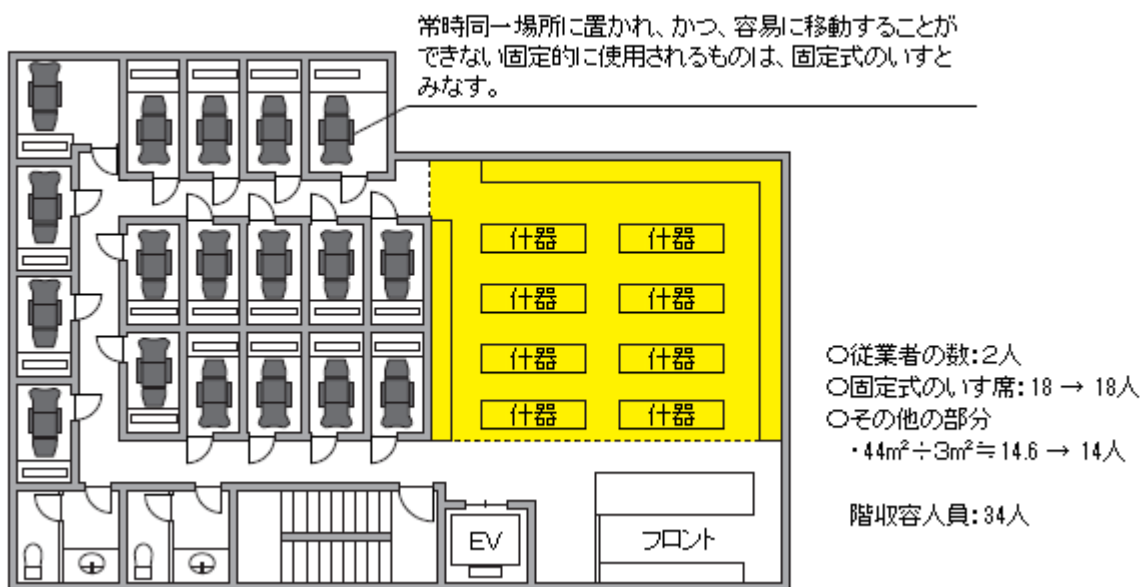


- 従業者の数: 10人
- 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数
: パチンコ台 140台 → 140人

階収容人員: 150人

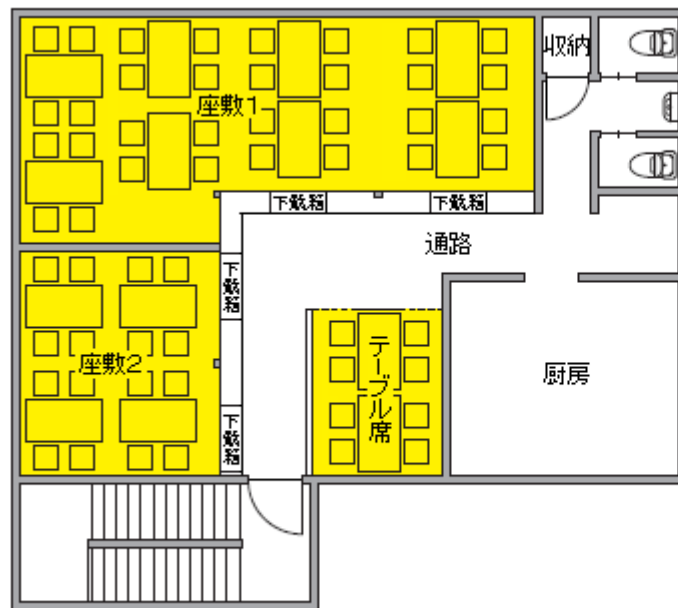
(イ) 個室ビデオ店 (政令別表第1(2)項ニ)

(個室ビデオの算定方法の例)



(ウ) 飲食店 (政令別表第1(3)項ロ)

(飲食店の算定方法の例 その1)



- 従業者の数: 4人
○客席の部分
■ をその他の部分として取り扱う場合
・テーブル席: $9\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 = 3 \rightarrow 3$ 人
・座敷1: $29\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 = 9.6 \rightarrow 9$ 人
・座敷2: $11\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 = 3.6 \rightarrow 6$ 人
計 15人

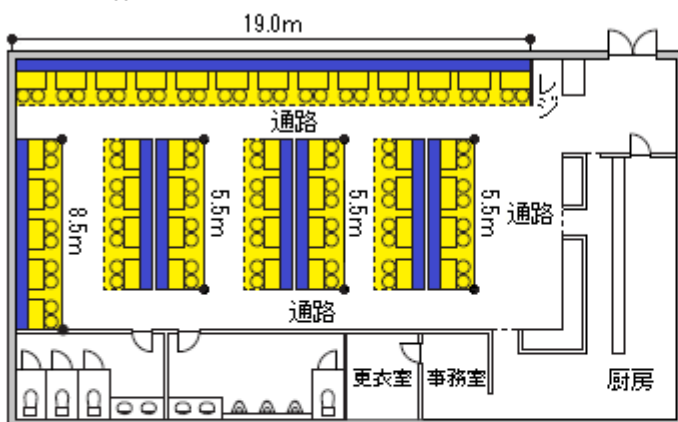
- 固定式のいす席として取り扱う場合
・テーブル席: 8席 $\rightarrow 8$ 人
・座敷1: 4席 $\times$ 8卓 $\rightarrow 32$ 人
・座敷2: 4席 $\times$ 4卓 $\rightarrow 16$ 人
計 56人

15人 < 56人 固定式のいす席とみなす。

階収容人員: 60人

※ 容易に移動することができるいす席でも、常時同一の場所に置かれ、固定的に使用されるテーブルに設けられる場合は、固定式のいす席とみなして、算定する。

(飲食店の算定方法の例 その2)



- 従業員の数: 6人
○客席の部分
固定式のいす席(長い) ■ の正面幅を 0.5m で除して得た数
・ $19.0\text{m} \div 0.5\text{m} = 38 \rightarrow 38$ 人
・ $8.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 17 \rightarrow 17$ 人
・ $5.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 11 \rightarrow 11$ 人 $\times$ 6箇所 = 66人

- をその他の部分として取り扱う場合
・ $29\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 + 18\text{m}^2 \div 3\text{m}^2$
+ $(11\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \times 6\text{箇所})$
= 9人 + 6人 + (2人 $\times$ 6箇所) $\rightarrow 27$ 人

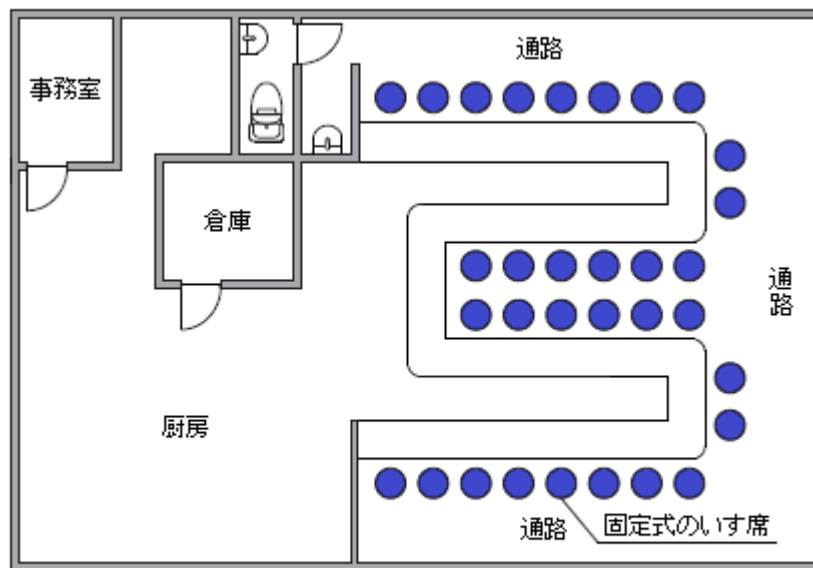
- 固定式のいす席として取り扱う場合
・2席 $\times$ 42卓 $\rightarrow 84$ 人

27人 < 84人 固定式のいす席とみなす。

階収容人員: 211人

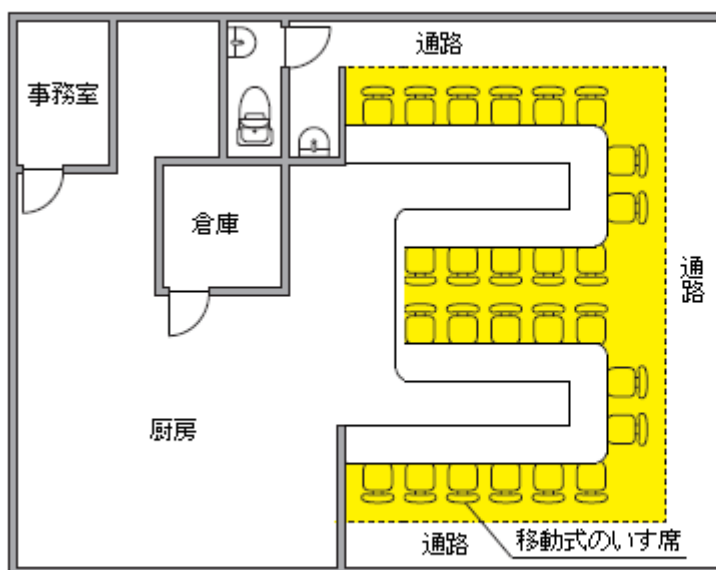
※ 容易に移動することができるいす席でも、常時同一の場所に置かれ、固定的に使用されるテーブルに設けられる場合は、固定式のいす席とみなして、算定する。

（飲食店の算定方法の例 その3）



- 従業者の数:3人
 - 飲食の用に供する部分(固定式のいす席):32席 → 32人
- 階収容人員:35人

（飲食店の算定方法の例 その4）



- 従業者の数:3人
- 客席の部分
 - をその他の部分として取り扱う場合
 $\cdot 82\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 = 10.6 \rightarrow 10\text{人}$

計10人
 - 固定式のいす席として取り扱う場合
 $\cdot 24\text{席} \rightarrow 24\text{人}$

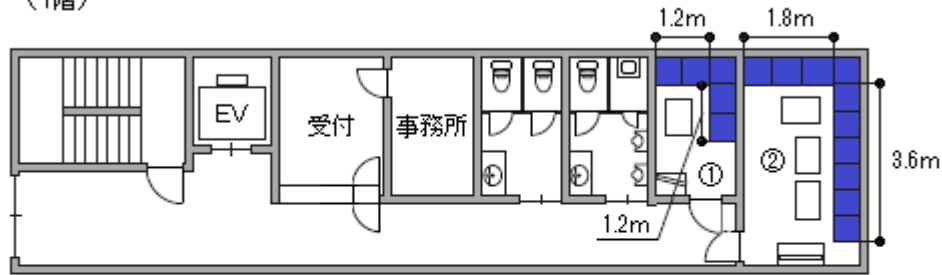
計24人
- 10人 < 24人 固定式のいす席とみなす。
- 階収容人員:27人

※ 容易に移動することができるいす席でも、常時同一の場所に置かれ、固定的に使用されるテーブルに設けられる場合は、固定式のいす席とみなして、算定する。

（エ） カラオケボックス（政令別表第1(2)項ハ）

(カラオケボックスの算定方法の例)

(1階)



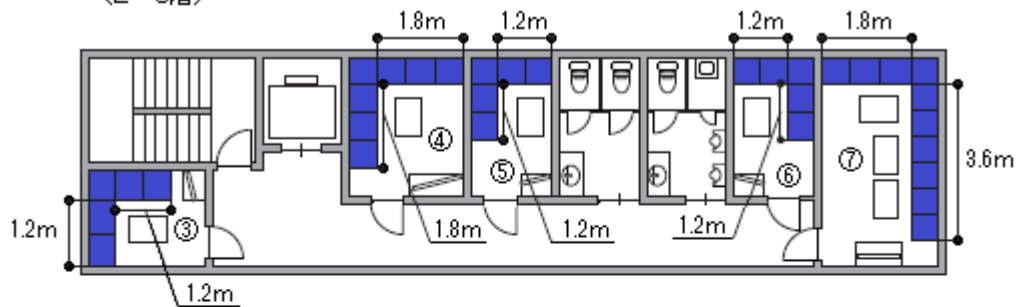
○従業者の数：6人

○その他の部分

- ・個室①：固定式のいす席(長いす) $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2\text{人} \times 2\text{箇所} = 4\text{人}$
- ・個室②：固定式のいす席(長いす) $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3\text{人}$
 $3.6\text{m} \div 0.5\text{m} = 7.2 \rightarrow 7\text{人}$
 $3\text{人} + 7\text{人} = 10\text{人}$

1階収容人員：20人

(2～5階)



○従業者の数：1人

○その他の部分

- ・個室③：固定式のいす席(長いす) $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2\text{人} \times 2\text{箇所} = 4\text{人} = 4\text{人}$
- ・個室④：固定式のいす席(長いす) $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3\text{人} \times 2\text{箇所} = 6\text{人} = 6\text{人}$
- ・個室⑤：固定式のいす席(長いす) $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2\text{人} \times 2\text{箇所} = 4\text{人} = 4\text{人}$
- ・個室⑥：固定式のいす席(長いす) $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2\text{人} \times 2\text{箇所} = 4\text{人} = 4\text{人}$
- ・個室⑦：固定式のいす席(長いす) $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3\text{人}$
 $3.6\text{m} \div 0.5\text{m} = 7.2 \rightarrow 7\text{人}$
 $3\text{人} + 7\text{人} = 10\text{人}$

各階収容人員：29人×4階＝116人

棟収容人員：136人

第2－5図

(3) 政令別表第1(4)項に掲げる防火対象物（百貨店、物品販売店舗等）

ア 政令別表第1(4)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、**第2－3表**に定める方法によること。（**第2－6図**参照）

第2－3表

区分	算定方法 【省令第1条の3第1項】
(4)項	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 主として従業者以外の者の使用に供する部分について次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1) 飲食又は休憩の用に供する部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数 (2) その他の部分については、当該部分の床面積を4㎡で除して得た数

イ 「従業者」には、外商関係者など長期的に見て、その勤務時間の過半を当該防火対象物において勤務にあてる場合も含まれること。

ウ 「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売の用又は客の利便に供する部分（駐車場、駐輪場、便所等を除く。）をいい、次の部分を除いた場所をいう。

(ア) 事務所、会議室、社員食堂等の厚生施設

(イ) 商品倉庫、商品荷捌き場等

(ウ) 空調機械室、電気室等の設備室

(エ) 連続して店舗がある場合のコンコースとその延長上にある道路及び公共性の強い通路部分

(オ) その他従業員だけが使用する場所

エ 「飲食又は休憩の用に供する部分」とは、次の部分をいう。

(ア) レストラン、喫茶、その他の飲食店

(イ) 喫煙場所、子供の遊び場等の商品陳列のない部分

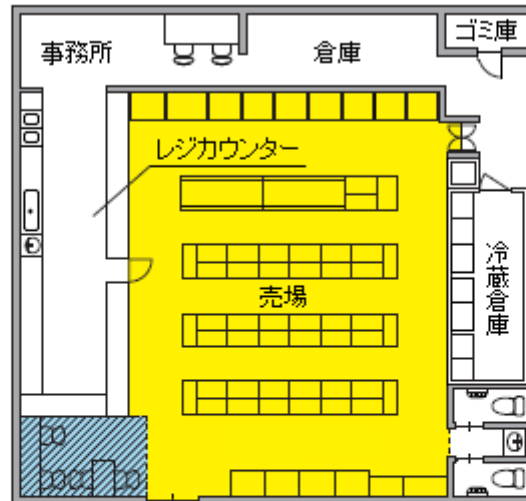
(ウ) その他飲食及び休憩の用に供する部分

オ 「飲食又は休憩の用に供する部分」に固定式のいすがある場合でも、当該床面積を3㎡で除して得た数とすること。

カ 「その他の部分」には、売場内の商品陳列ケース、固定いす等を置いてある部分及び通路部分も含まれるものであること。

キ 算定方法の例（物品販売店舗 政令別表第1(4)項）

(物品販売業を営む店舗の算定方法の例)



○従業者の数:3人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分

・飲食又は休憩の用に供する部分()の床面積を3㎡で除して得た数

飲食コーナー $13\text{㎡} \div 3\text{㎡} \approx 4.3 \rightarrow 4$ 人

・その他の部分()の床面積を4㎡で除して得た数

売場 $90\text{㎡} \div 4\text{㎡} = 22.5 \rightarrow 22$ 人

階収容人員:29人

第2-6図

(4) 政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物(旅館、ホテル等)

ア 政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2-4表に定める方法によること。(第2-8図参照)

第2-4表

区分	算定方法 【省令第1条の3第1項】
(5)項イ	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 宿泊室ごとに次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1) 洋室の宿泊室については、当該宿泊室にあるベッドの数に対応する数 (2) 和室の宿泊室については、当該宿泊室の床面積を6㎡(簡易宿所及び主として団体客を宿泊させるものにあつては、3㎡)で除して得た数 3 集会、飲食又は休憩の用に供する部分について次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1) 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数(1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。)とする。 (2) その他の部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数

イ 「宿泊室」の人員算定は、宿泊室ごとに算定を行うこと。

ウ 「宿泊室」のうち、洋室の人員算定の取扱いは、次によること。

- (ア) シングルベッド及びセミダブルベッドは1人として算定すること。
- (イ) ダブルベッド及び2段ベッドについては、2人とする。
- (ウ) 洋室で補助ベッド等を使用できる場合には、当該ベッドの数を加算して算定すること。
- (エ) 「簡易宿泊所」の中2階（棚状）式のものは、棚数をベッド数とすること。

エ 「宿泊室」のうち、和室の人員算定の取扱いは、次によること。

- (ア) 「簡易宿所」とは、宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする宿泊施設で、ユースホステル、山小屋、簡易宿泊所の類を指すものであること。
- (イ) 「主として団体客を宿泊させるもの」とは、その構造及び利用の実態からみて団体客を宿泊させることが過半に及ぶもので、林間学校、修学旅行会館等が挙げられること。
- (ウ) 和室の宿泊室の前室部分は、宿泊室の一部として取り扱うこと。
- (エ) 和室の宿泊室の床面積は、畳の部分のみを算入し、押入れ、床の間、浴室及び便所は含まないこと。
- (オ) 和室の宿泊室については、算定基準が異なるため旅館業法施行令による宿泊定員と一致しないことあるが、省令第1条の3に基づき算定すること。
- (カ) 和室の宿泊室の人員算定で単位面積を除いた際に生じる1未満のはしたの数は、切り上げるものであること。
- (キ) 簡易宿泊所のうち、3㎡以下の宿泊室については、1室につき1人として算定すること。
- (ク) 和室の宿泊室で、通常宿泊者1人当たりの床面積が3㎡程度となるような使用実態にある場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱うこと。
- (ケ) 一の宿泊室に洋室の部分と和室の部分（前室部分を含む。）が併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定すること。
ただし、スイートルーム等でこれら部分が同時に宿泊されることのないことが明らかなのは、この限りでない。

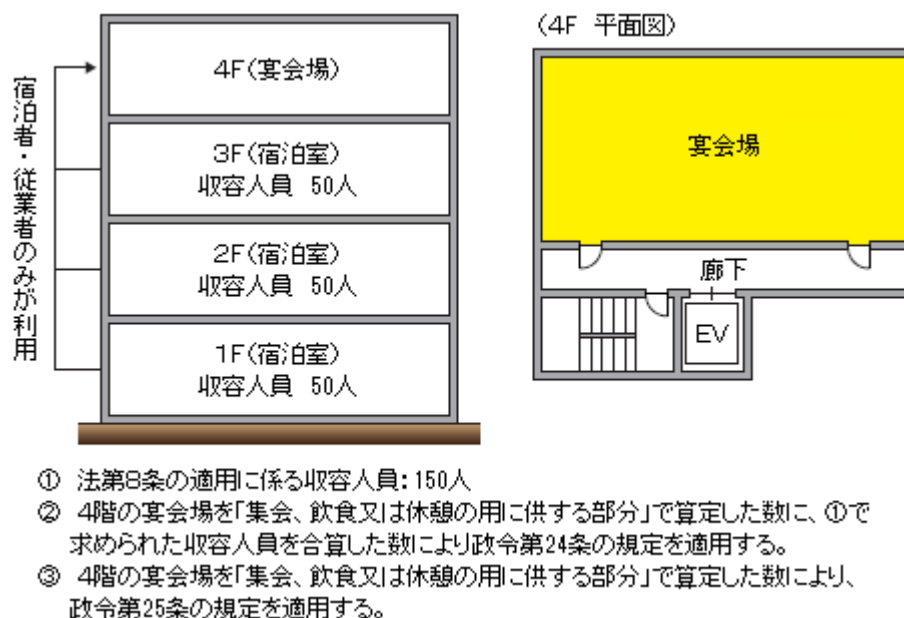
オ 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」とは、宿泊者以外の者も利用する次の部分をいい、宿泊者のみが使用する部分は含まないこと。

- (ア) 宴会場等の部分
- (イ) レストラン、スナック等の飲食を提供する部分
- (ウ) いす席を設けたロビー等の部分（通路の用に供する部分を除く。）
- (エ) 前(ア)から(ウ)までに掲げるもの以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分

ケ 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で、利用者が宿泊者のみに限られる場合

は、法第8条の規定の適用については、当該部分の階収容人員は算定しないことができる。

ただし、政令第24条及び政令第25条の適用にあたっては、現にその階に収容されている者を安全に避難させるという目的から、当該部分の階収容人員を重ねて算定することとする。(第2-7図参照)

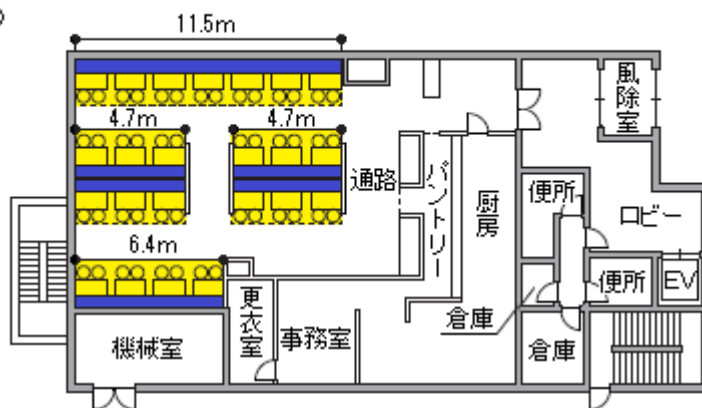


第2-7図

コ 算定方法の例 (ホテル 政令別表第1 (5)項イ)

(ホテルの算定方法の例)

(1F)



○従業者の数: 6人

○飲食の用に供する部分

固定式のいす席(長いす) ■■■■

・ $11.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 23 \rightarrow 23\text{人}$

・ $6.4\text{m} \div 0.5\text{m} = 12.8 \rightarrow 12\text{人}$

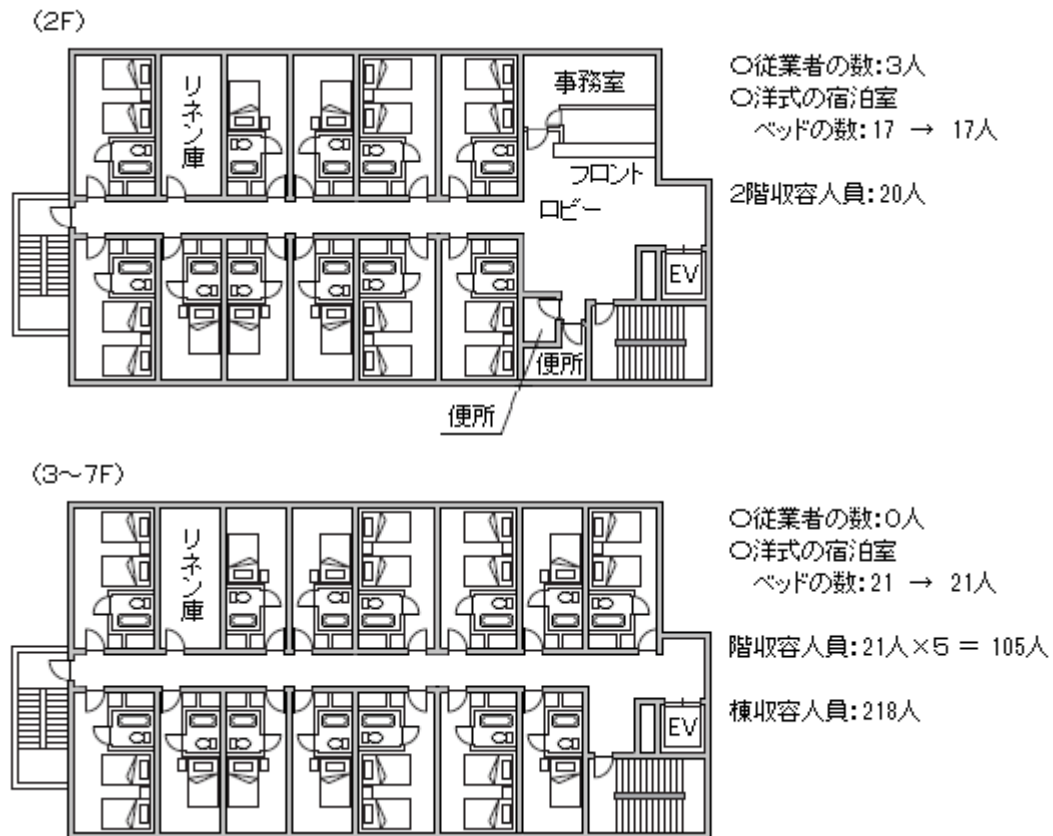
・ $4.7\text{m} \div 0.5\text{m} = 9.4 \rightarrow 9\text{人} \times 4\text{箇所} = 36\text{人}$

その他の部分 ■■■■

・ $(17\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (10\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (7\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \times 4)$

$\approx 5\text{人} + 3\text{人} + 2\text{人} \times 4 = 16\text{人}$

1階 階収容人員: 93人



第2－8図

(5) 政令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物（寄宿舍、共同住宅等）

ア 政令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、**第2－5表**に定める方法によること。（**第2－9図**参照）

第2－5表

区分	算定方法 【省令第1条の3第1項】
(5)項ロ	居住者の数により算定する。

イ 「居住者」とは、寄宿舍、下宿又は共同住宅に常時居住している者をいう。

ウ 入居前の寄宿舍、下宿又は共同住宅における居住者の数は、第2－6表の住戸の間取りに応じて、居住者の数を算定すること。

ただし、賃貸契約等により、一の住居における居住者の数があらかじめ定められている場合は、当該居住者の数とすることができる。

エ 前ウにより収容人員の算定を行った場合においても、竣工後は、居住者の入居実態に即して見直しを行うこと。

オ 居住者の出入りが激しい等の理由で、入居実態の把握が困難な場合の収容人員の算定

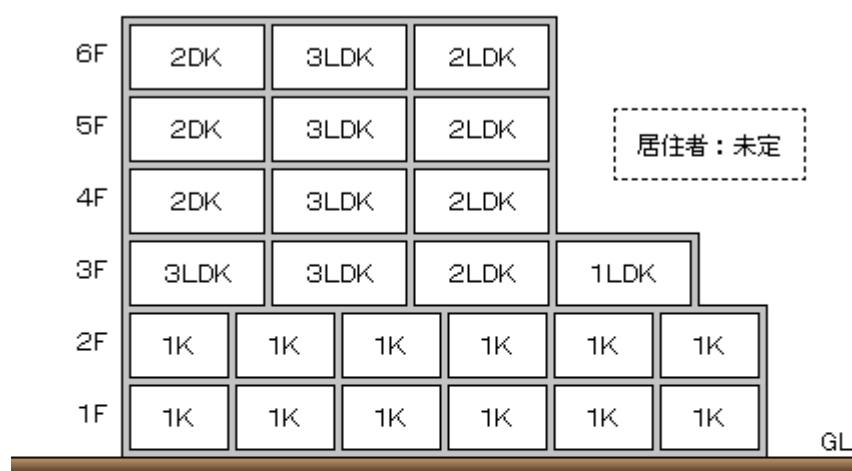
にあつては、**第2－6表**の住戸の間取りにより居住者を算定すること。

第2－6表

住戸の間取り				居住者の数
1K	1DK	1LDK	2DK	2
2LDK 3DK				3
3LDK 4DK				4
4LDK 5DK				5

カ 算定方法の例（共同住宅 政令別表第1(5)項イ）

〈住戸の間取りによる算定方法の例〉



○各住戸の間取りにより、居住者の数を算定

1階 階収容人員：1K(2人)×6戸＝12人

2階 階収容人員：1K(2人)×6戸＝12人

3階 階収容人員：1LDK(2人)＋2LDK(3人)＋3LDK(4人)×2戸＝12人

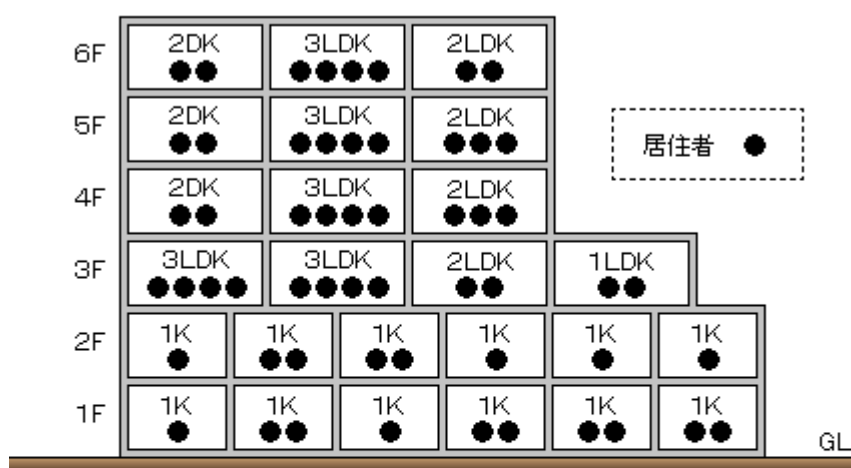
4階 階収容人員：2DK(2人)＋2LDK(3人)＋3LDK(4人)＝9人

5階 階収容人員：2DK(2人)＋2LDK(3人)＋3LDK(4人)＝9人

6階 階収容人員：2DK(2人)＋2LDK(3人)＋3LDK(4人)＝9人

棟収容人員：63人

(居住者の実態による算定方法の例)



○居住者の実態により、居住者の数を算定

1階 階収容人員: $1人 \times 2戸 + 2人 \times 4戸 = 10人$

2階 階収容人員: $1人 \times 4戸 + 2人 \times 2戸 = 8人$

3階 階収容人員: $2人 \times 2戸 + 4人 \times 2戸 = 12人$

4階 階収容人員: $2人 + 3人 + 4人 = 9人$

5階 階収容人員: $2人 + 3人 \times 2戸 = 8人$

6階 階収容人員: $2人 \times 2戸 + 3人 = 7人$

棟収容人員: 54人

第2-9図

(6) 政令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物(病院、診療所等)

ア 政令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、**第2-7表**に定める方法によること。(第2-10図参照)

第2-7表

区分	算定方法 【省令第1条の3第1項】
(6)項イ	次に掲げる数を合算して算定する。 1 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数 2 病室内にある病床の数 3 待合室の床面積の合計を 3m^2 で除して得た数

イ 予約診療制度を実施している診療所等についても、省令第1条の3の規定により算定すること。

ウ 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室又は手術室は含まれないものであること。

エ 「病床」とは、患者のためのベッドをいい、「病室内にある病床の数」の取扱いは、次によること。

(ア) 洋室タイプの場合は、ベッドの数

(イ) 和室タイプの場合は、和室の床面積を 3 m²で除して得た数

(ロ) 乳幼児の病床については、保育器を除いた乳幼児のベッド数

エ 未熟児を収容する保育器についても「病床」に含まれるものであること。

オ 「待合室」とは、料金の精算、診療等のための待合の用に供する部分をいい、「待合室の床面積」の取扱いは、次によること。

(ア) 廊下に接続するロビー部分を待合室として使用している場合は、当該ロビー部分の床面積

(イ) 待合室と廊下が兼用されており、明確な区画がない場合は、建基令第 119 条に規定する廊下の最小幅員を除いた次の床面積

a 両側に居室がある場合は、廊下を幅員 1.6mの部分とし、廊下を除く部分の床面積

b 前a以外の場合は、幅員 1.2mの部分とし、廊下を除く部分の床面積

(ロ) 診察室内の部分を待合室の用に供する場合は、当該部分も「待合室の床面積」に算入すること。

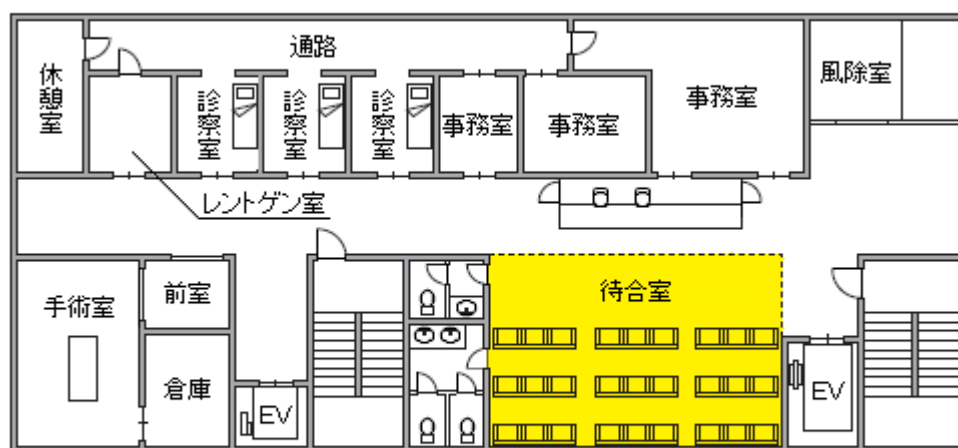
カ 患者、見舞客等が利用する食堂の部分は、「待合室」の例により算定すること。

キ 算定方法の例

(ア) 患者を入院させるための施設を有する診療所（政令別表第 1 (6)項イ(1)～(3)）

（患者を入院させるための施設を有する診療所の算定方法の例）

(1F)

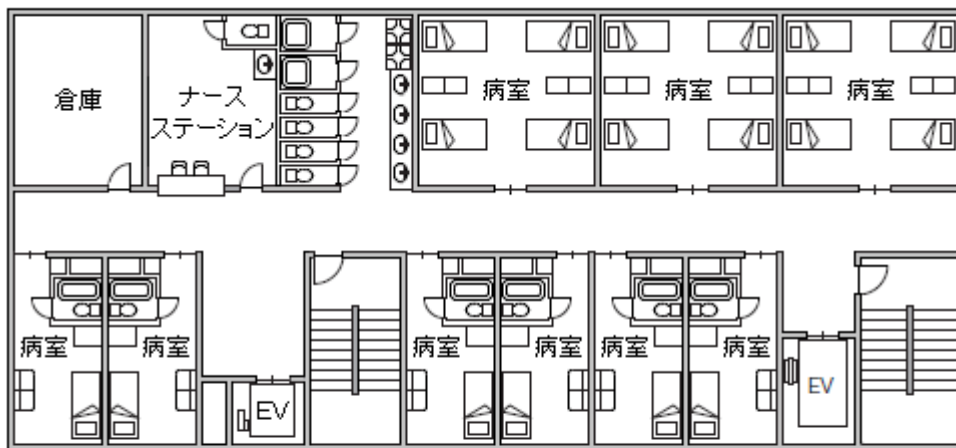


○医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数: 10人

○待合室: $55\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 18.3 \rightarrow 18\text{人}$

1階 階収容人員: 28人

(2F)

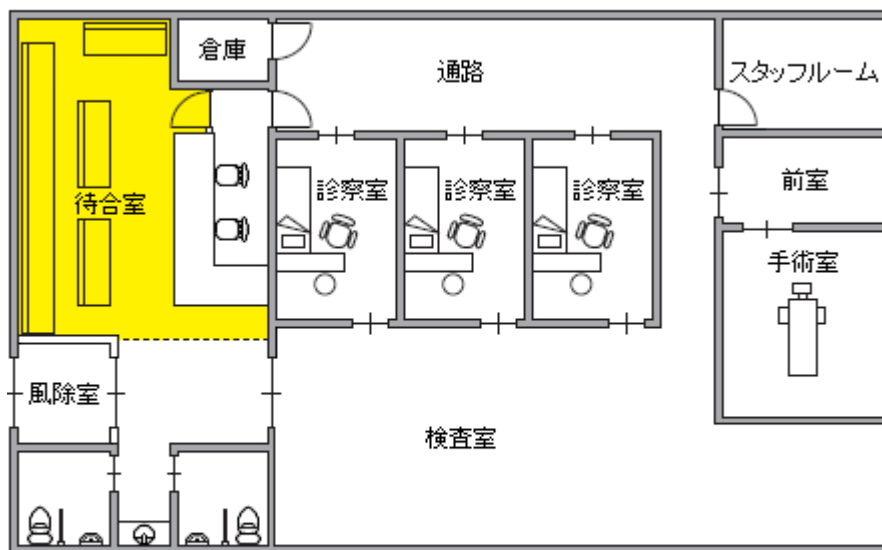


○医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数:2人
○病室内にある病床の数:18人

2階 階収容人員:20人
棟収容人員:48人

(イ) 患者を入院させるための施設を有しない診療所（政令別表第1(6)項イ(4)）

（患者を入院させるための施設を有しない診療所の算定方法の例）



○医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数:5人
○待合室: $40\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 13.3 \rightarrow 13$ 人

階収容人員:18人

第2-10図

(7) 政令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物

（老人短期入所施設、老人デイサービスセンター等）

ア 政令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、**第2-8表**

に定める方法によること。(第2-11図参照)

第2-8表

区分	算定方法 【省令第1条の3第1項】
(6)項ロ (6)項ハ	従業者の数と、老人、乳児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数を合算して算定する。

イ 「老人、乳児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数」の取扱いは、次によること。

(ア) 入所施設

老人、乳児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者（以下この項において「要保護者」という。）を入居させ、又は宿泊させる施設は、当該入居させ、又は宿泊できる最大の数

(イ) 通所施設

要保護者を通所させる施設は、事業者側が想定している要保護者の最大の数

ただし、しゅん工後に要保護者の最大の数と現状で対応している要保護者の数に隔たりがある場合は、実態に応じた見直しを行うこと。

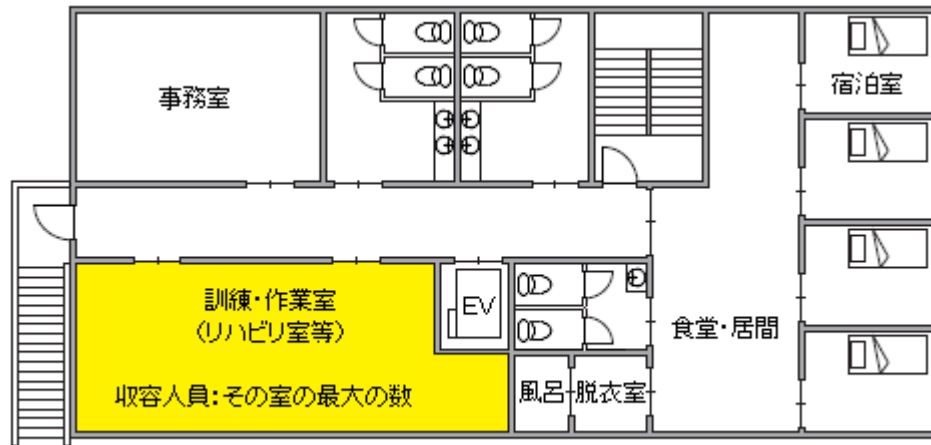
ウ リハビリ室、遊戯室その他要保護者等が移動して使用する部分（以下この項において「リハビリ室等」という。）については、その室の最大の数とし、この場合の階収容人員の取扱いは、次によること。

(ア) 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しないことができる。

(イ) 政令第24条及び政令第25条の規定の適用については、当該部分を算定するものとする。

エ 要保護者が常時使用する室とリハビリ室等が同一階に存する場合の階収容人員の取扱いは、それぞれの数を合算すること。(第2-11図参照)

ただし、前アにより算定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とすることができる。



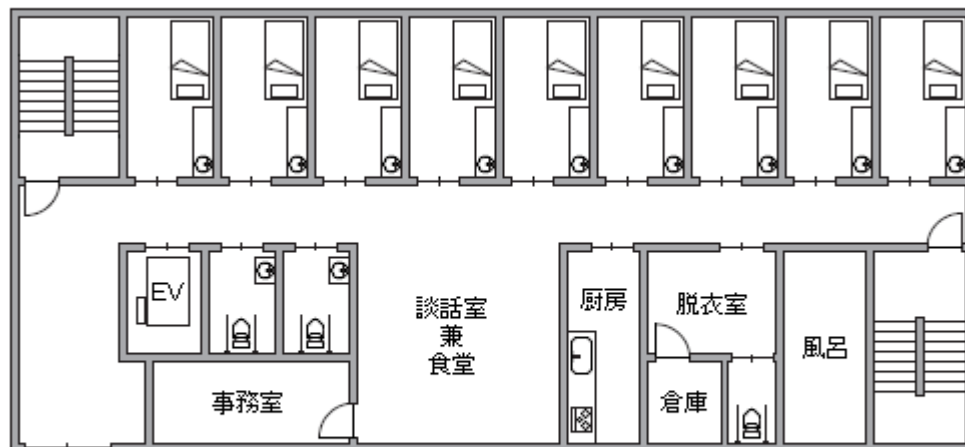
要保護者の数: リハビリ室等を利用する最大の数 + 宿泊室に宿泊する要保護者の数

第2-11 図

オ 算定方法の例

(ア) 認知症高齢者グループホーム (政令別表第1(6)項ロ(1))

(認知症高齢者グループホームの算定方法の例)



○従業者の数: 3人

○要保護者の数: 9人

階収容人員: 12人

(イ) 老人デイサービス (政令別表第1(6)項ハ(1))

〈老人デイサービスの算定方法の例〉



第 2－12 図

(8) 政令別表第 1 (6) 項ニに掲げる防火対象物（幼稚園等）

ア 政令別表第 1 (6) 項ニに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、**第 2－9 表**に定める方法によること。（**第 2－13 図**参照）

第 2－9 表

区分	算定方法 【省令第 1 条の 3 第 1 項】
(6) 項ニ	教員の数と、幼児、児童又は生徒の数を合算して算定する。

イ 「幼児、児童又は生徒の数」は、現に在籍する幼児、児童又は生徒（以下この項において「児童等」という。）の数又は事業者側が想定している児童等の最大の数とすること。

ただし、しゅん工後に児童等の最大の数と現状で在籍している児童等の数に隔たりがある場合は、実態に応じた見直しを行うこと。

ウ 遊戯室、体育教室、多目的室等その他の児童等が移動して使用する部分（以下この項において「遊戯室等」という。）については、その室の最大の収容人員とすること。

この場合の階収容人員の取扱いは、次によること。

(ア) 法第 8 条の規定の適用については、当該部分を算定しないことができる。

(イ) 政令第 24 条及び政令第 25 条の規定の適用については、当該部分を算定するものとする。

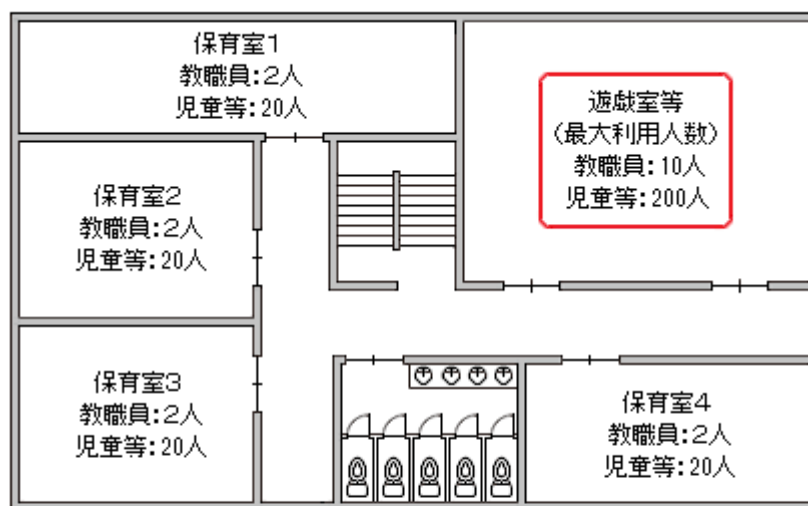
エ 保育室と遊戯室等が同一階に存する場合の階収容人員の取扱いは、それぞれの数を合

算すること。

ただし、前アにより算定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とすることができる。

オ 算定方法の例（幼稚園 政令別表第1(6)項ニ）

（幼稚園の算定例）



○教職員の数:18人
○児童等の数:280人

階収容人員:298人

ただし、保育室及び遊戯室等を合算した教職員及び児童等の数が
省令第1条の3に規定する教職員及び児童等の数を超える場合は、
当該既定により算出する数とすることができる。

第2-13図

(9) 政令別表第1(7)項に掲げる防火対象物

(小学校、中学校、高等学校、大学等)

ア 政令別表第1(7)項に防火対象物の収容人員の算定方法は、**第2-10表**に定める方法によること。(第2-14図参照)

第2-10表

区分	算定方法 【省令第1条の3第1項】
(7)項	教職員の数と、児童、生徒又は学生数を合算して算定する。

イ 「児童、生徒又は学生数」は、現に在籍する児童、生徒又は学生（以下この項において「生徒等」という。）の数又は事業者側が想定している生徒等の最大の数とすること。

ただし、生徒等の最大の数と現状で在籍している生徒等の数に隔たりがある場合は、

実態に応じた見直しを行うこと。

ウ 講堂、実験教室、音楽教室、視聴覚教室、体育教室その他生徒等が移動して使用する部分（以下この項において「特別教室」という。）については、その室の最大の収容人員とすること。

なお、この場合の階収容人員の取扱いは、次によること。

(ア) 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しないことができる。

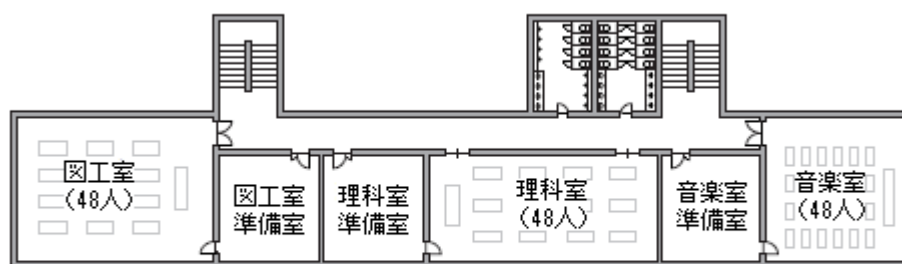
(イ) 政令第24条及び政令第25条の規定の適用については、当該部分を算定するものとする。

エ 教室と特別教室が同一階に存する場合の階収容人員の取扱いは、それぞれの数を合算すること。

ただし、前アにより算定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とすることができる。

オ 算定方法の例（小学校 政令別表第1(7)項）

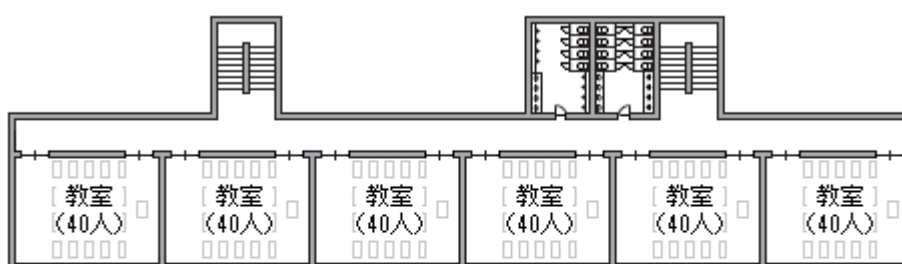
（小学校の算定方法の例）



○教職員の数:3人

○生徒等の数:48人×3特別教室 = 144人

階収容人員:147人



○教職員の数:6人

○生徒等の数:40人×6教室 = 240人

階収容人員:246人

第2-14図

(10) 政令別表第1(8)項に掲げる防火対象物（図書館、美術館等）

ア 政令別表第1(8)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、**第2-11表**に定める方法によること。（**第2-15図**参照）

第2-11 表

区分	算定方法 【省令第1条の3第1項】
(8)項	従業員の数と、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

イ 「閲覧室」の取扱いは、次によること。

(ア) 開架（利用者が自由に出入りすることができる書棚部分をいう。）と閲覧（児童用閲覧を含む。）部分が同一室にある場合に限り、開架の床面積を除いた面積を「閲覧室」の床面積として取り扱うこと。

(イ) DVD、フィルム等の視聴室及び複写室についても「閲覧室」として取り扱うこと。

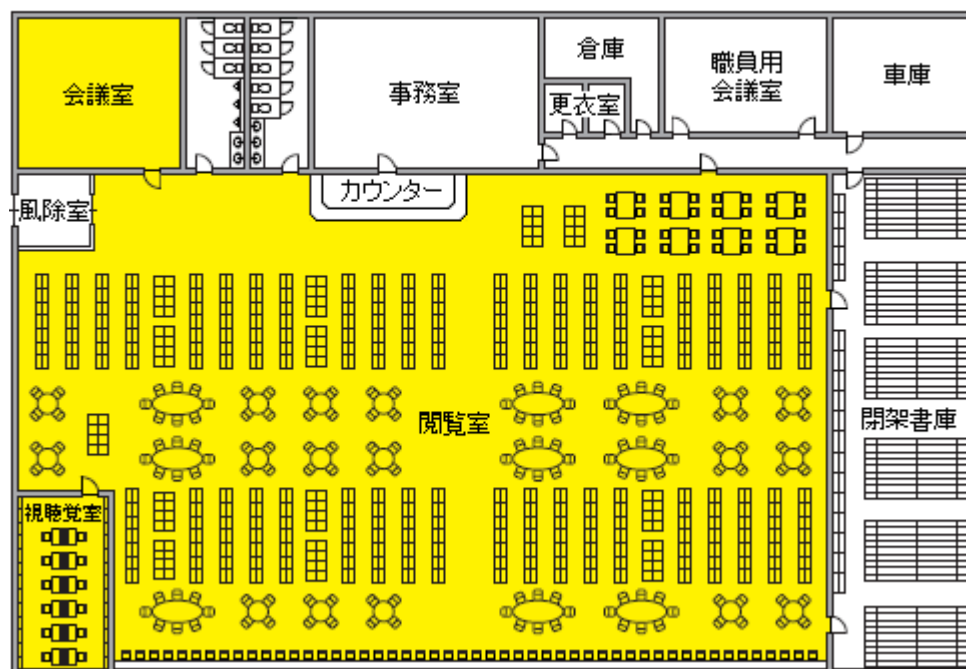
ウ 展示室、展覧室内の展示物が置かれている部分についても「展示室、展覧室」として、床面積に算入すること。

エ 従業員以外が使用する会議、集会等の用途に供する部分は、「会議室」として取り扱うこと。

オ 利用者が使用する喫茶室、喫煙コーナー等の部分は、「休憩室」として取り扱うこと。

カ 算定方法の例（図書館 政令別表第1(8)項）

（図書館の算定方法の例）



○従業員の数:30人

○閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室(黄色)の床面積の合計を3㎡で除して得た数
 $\cdot 1,200\text{m}^2(\text{閲覧室}) + 100\text{m}^2(\text{視聴覚室}) + 150\text{m}^2(\text{会議室}) \div 3\text{m}^2 \approx 483.3 \rightarrow 483\text{人}$

階収容人員:513人

第2-15 図

(11) 政令別表第1(9)項に掲げる防火対象物（公衆浴場、熱気浴場等）

ア 政令別表第1(9)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、**第2-12表**に定める方法によること。（**第2-16図**参照）

第2-12表

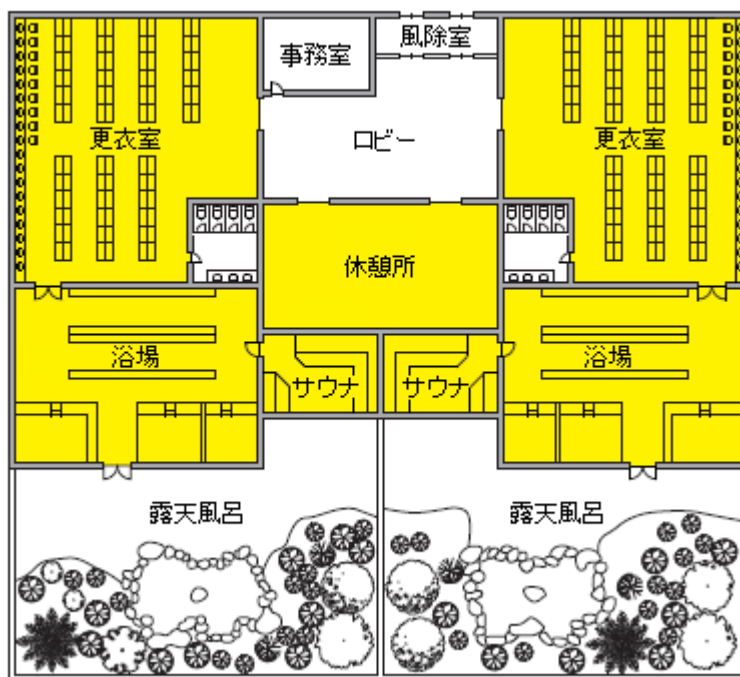
区分	算定方法 【省令第1条の3第1項】
(9)項	従業員の数と、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

イ 「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、釜場及び火たき場は含まれないこと。

ウ 浴場に従属する食堂、トレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として取り扱うこと。

エ 算定方法の例（銭湯 政令別表第1(9)項ロ）

《銭湯の算定方法の例》



○従業員の数: 10人

○浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分(黄色)の床面積の合計を3㎡で除して得た数

$$\cdot 150\text{m}^2 \times 2 (\text{浴場}) + 50\text{m}^2 \times 2 (\text{サウナ}) + 200\text{m}^2 \times 2 (\text{脱衣場}) + 200\text{m}^2 (\text{休憩所}) \div 3 \\ \Rightarrow 333.3 \rightarrow 333\text{人}$$

階収容人員: 343人

第2-16図

(12) 政令別表第1(11)項に掲げる防火対象物（神社、教会等）

ア 政令別表第1(11)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、**第2-13表**に定める方法によること。(第2-17図参照)

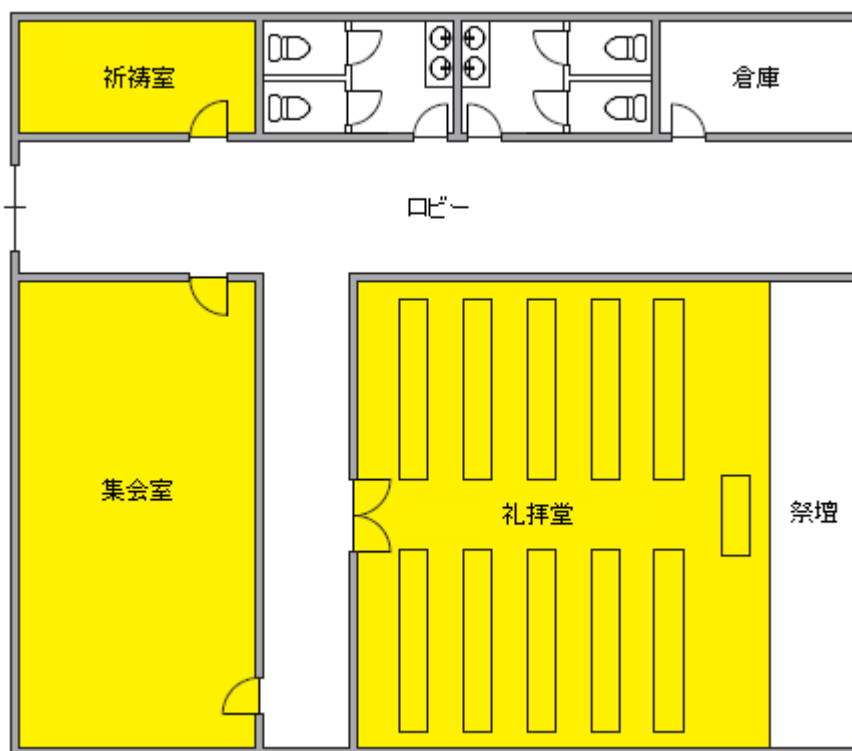
第2-13表

区分	算定方法 【省令第1条の3第1項】
(11)項	神職、僧侶、牧師その他従業者の数と、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

イ 「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」に、固定式のいす席がある場合でも、当該床面積を3㎡で除して得た数で算定すること。

ウ 祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取り扱わないこと。

エ 算定方法の例（教会 政令別表第1(11)項）



○神職、僧侶、牧師その他従業者の数:3人

○礼拝、集会又は休憩の用に供する部分(黄色)の床面積の合計を3㎡で除して得た数
 $\cdot 150\text{m}^2(\text{礼拝堂}) + 100\text{m}^2(\text{集会室}) + 25\text{m}^2(\text{祈禱室}) \div 3 \approx 91.6 \rightarrow 91人$

階収容人員:94人

第2-17図

(13) 政令別表第1(10)項及び(12)項から(14)項までに掲げる防火対象物
 (停車場、工場、駐車場、車庫等)

ア 政令別表第1(10)項及び(12)項から(14)項までに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法

は、**第2-14表**に定める方法によること。

第2-14表

区分	算定方法 【省令第1条の3第1項】
(10)項 (12)項 (13)項 (14)項	従業者の数により算定する。

イ 「車両の駐車場の従業者」には、駐車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事する者（例 食堂、売店等の従業者）も含めること。

ウ 従業員のいない駐車場（政令別表第1(13)項イ）の収容人員は、0人として取り扱うものとする。

(14) 政令別表第1(15)項に掲げる防火対象物（事務所、その他の事業所等）

ア 政令別表第1(15)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、**第2-15表**に定める方法によること。（**第2-18図**参照）

第2-15表

区分	算定方法 【省令第1条の3第1項】
(15)項	従業者の数と、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

イ 「主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積」の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) テニスクラブ、ゴルフクラブ等のクラブハウスの食堂、ミーティングルーム、ロビー（休憩等の用途に使用するもの）及び待合部分は、床面積に算入すること。

(イ) 屋内のプール、コート、打席がある場合には、当該部分も床面積に算入すること。

(ウ) 専用通路、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に算入しないこと。

(エ) 主用途部分に機能的に従属する駐輪場で、利用者が駐輪のために使用する部分は床面積に算入しないこと。

(オ) 裁判所の調停委員控室、調書室、弁護士控室、公衆控室、看守詰所、審判廷、調停室、証人控室、検察官控室、勾留質問室及び法廷の部分は床面積に算入すること。

(カ) 銀行の待合部分、キャッシュコーナーは、床面積に算入すること。

ウ 官公署、銀行、事務所等については、従業者以外の者（客等）の使用に供するための壁又は床に固定された仕切り、スクリーン、カウンター等によって、従業者の使用に供

する部分と区画されている部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

エ 理容院、美容院、エステサロン、ネイルサロン、接骨院、整体院その他待合室が存し、従業者が客を作業する部分に誘導し、サービスを実施する営業形態のものの収容人員の算定に際しては、理容及び美容のためのいすの数、施術のためのベッドの数及び待合の用に供するいすの数の合算ではなく、待合の用に供する部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

オ スポーツクラブ、スイミングクラブ、テニスクラブ、ゴルフクラブ等の浴室、プール、プールサイド、コート及び打席部分は「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

カ モデル住宅については、従業者のみが使用する事務室、受付等の部分を除いた住宅展示場部分（人が立ち入れない押入れ及び物入れ部分を除く。）を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

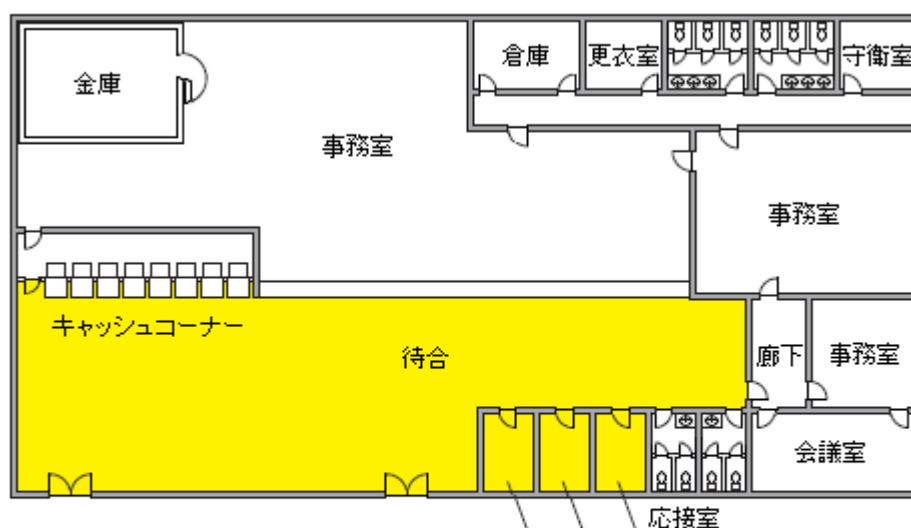
キ 放課後保育クラブについては、従業者の数と、児童の数とを合算して得た数でなく、プレイルーム、育成室その他児童が使用する部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

ク 主用途部分が駐輪場である場合は、利用者が駐輪のために使用する部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

ケ 算定方法の例

(ア) 銀行（政令別表第1(15)項）

（銀行の算定方法の例）



○従業者の数: 20人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分(黄色)の床面積を3㎡で除して得た数

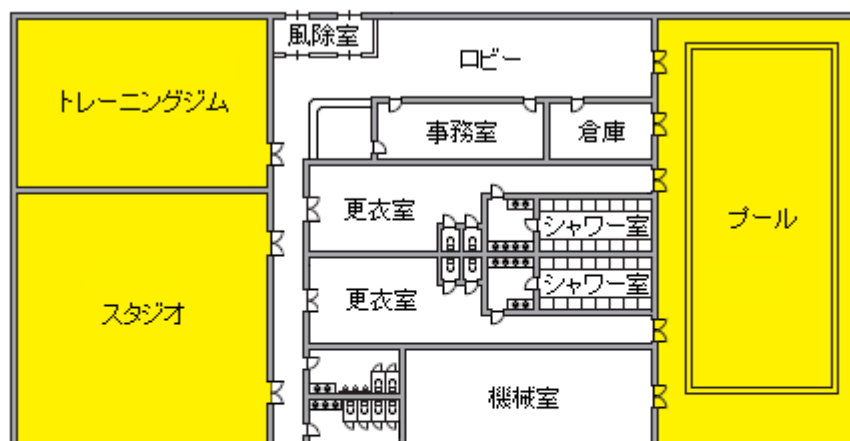
・ロビー及びキャッシュコーナー $145\text{㎡} \div 3\text{㎡} \approx 48.3 \rightarrow 48\text{人}$

・応接室 $14\text{㎡} \div 3\text{㎡} \approx 4.7 \rightarrow 4\text{人} \times 3\text{箇所} = 12\text{人}$

階収容人員: 80人

(イ) スポーツクラブ（政令別表第1(15)項）

（スポーツクラブの算定方法の例）



○従業者の数:20人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分(黄色)の床面積を 3m^2 で除して得た数

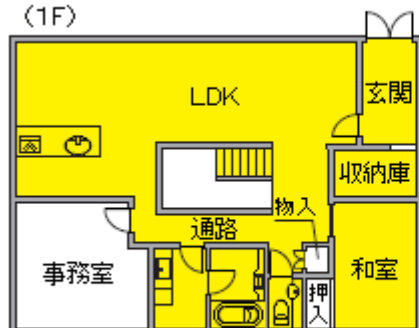
- ・スタジオ $250\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 83.3 \rightarrow 83$ 人
- ・トレーニングジム $200\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 66.7 \rightarrow 66$ 人
- ・プール $500\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 166.7 \rightarrow 166$ 人

階収容人員:335人

(ウ) モデル住宅（政令別表第1(15)項）

（モデル住宅の算定方法の例）

(1F)



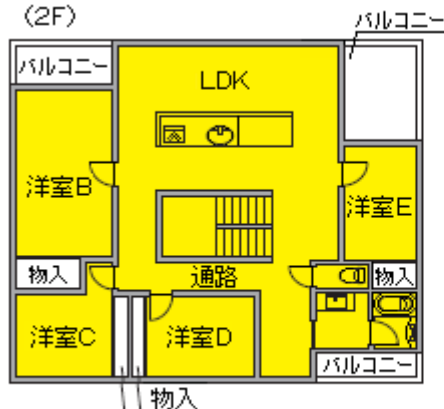
○従業者の数:5人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分(黄色)の床面積を 3m^2 で除して得た数

- ・LDK $45\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 = 15 \rightarrow 15$ 人
- ・和室 $12\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 = 4 \rightarrow 4$ 人
- ・通路及び階段 $6\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 = 2 \rightarrow 2$ 人
- ・玄関 $6\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 = 2 \rightarrow 2$ 人
- ・収納庫 $4\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 1.3 \rightarrow 1$ 人
- ・洗面所及び風呂 $9\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 = 3 \rightarrow 3$ 人
- ・便所 $2\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 0.7 \rightarrow 0$ 人

1階 階収容人員:32人

(2F)



○従業者の数:0人

○主として従業者以外の者の市況に供する部分(黄色)の床面積を 3m^2 で除して得た数

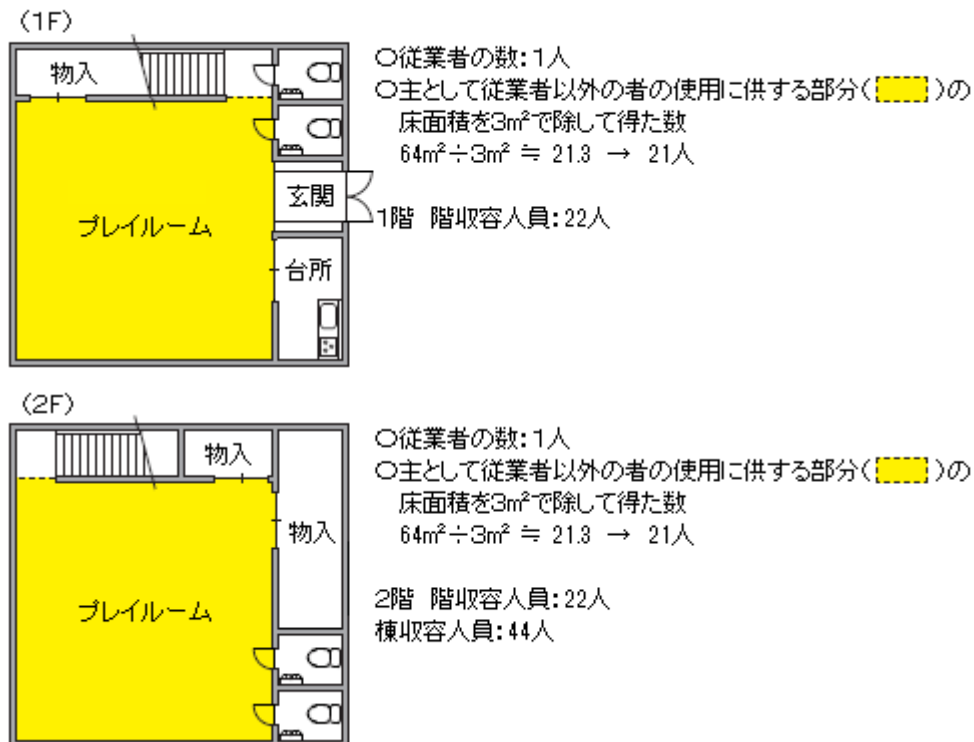
- ・LDK $27\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 = 9 \rightarrow 9$ 人
- ・通路及び階段 $22\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 7.3 \rightarrow 7$ 人
- ・洋室A $19\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 6.3 \rightarrow 6$ 人
- ・洋室B $12\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 = 4 \rightarrow 4$ 人
- ・洋室C $10\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 3.3 \rightarrow 3$ 人
- ・洋室D $10\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 3.3 \rightarrow 3$ 人
- ・洗面所及び風呂 $7\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 2.3 \rightarrow 2$ 人
- ・便所 $2\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 0.7 \rightarrow 0$ 人

2階 階収容人員:34人

棟収容人員:66人

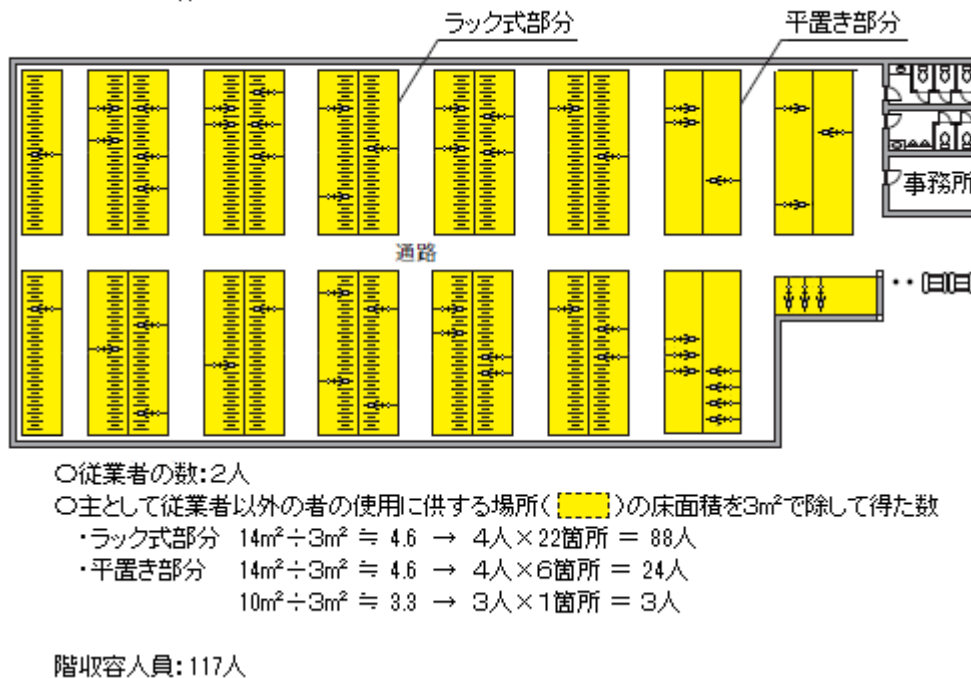
(エ) 放課後保育クラブ（政令別表第1(15)項）

（放課後保育クラブの算定方法の例）



(オ) 駐輪場（政令別表第1(15)項）

（駐輪場の算定方法の例）



第2-18図

(15) 政令別表第1(16)項及び(16の2)項に掲げる防火対象物

(複合用途防火対象物、地下街)

ア 政令別表第1(16)項及び(16の2)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、同表各項の用途と同一の用途に供されている当該防火対象物の部分をそれぞれ一の防火対象物とみなして算定した収容人員を合算して算定すること。

イ 政令別表第1(16)項及び(16の2)項に掲げる防火対象物の一部を構成する一般住宅又は地下街の通路部分は、収容人員の算定の対象とはならないこと。

(16) 政令別表第1(17)項に掲げる防火対象物（重要文化財等）

ア 政令別表第1(17)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、**第2-16表**に定める方法によること。

第2-16表

区分	算定方法 【省令第1条の3第1項】
(17)項	床面積を5㎡で除して得た数により算定する。

イ 「床面積」とは、建築物の場合は、その各階の床面積の合計をいうものであること。

ウ 政令別表第1 備考4の「(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(17)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物のその他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす」の規定を適用する場合は、(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあることとされていることから、収容人員の算定についても、それぞれ算定し、両方を比較して大なる方を収容人員として適用すること。

(17) 新築工事中の防火対象物【政令第1条の2第3項第2号】

新築工事中の防火対象物の収容人員の算定方法は、次に定める方法によること。

ア 仮使用の承認を受けたものについては、次に掲げる数を合算して算定する。

(ア) 仮使用の承認を受けた部分については、当該仮使用の承認を受けた部分の用途を各項に掲げる防火対象物の区分とみなし、各項に定める方法により算定する。

(イ) その他の部分については、従業者の数

イ 仮使用の承認を受けたもの以外のものについては、従業者の数により算定すること。

ウ 「従業者の数」は、工事期間中において1日の工事従業者の数が最大となる数とすること。

エ 「仮使用」とは、建築基準法第7条の6第1項第1号及び第18条第13項第1号に規定する仮使用をいうこと。

オ 「仮使用の承認を受けた部分」とは、原則として、特定行政庁、建築主事又は指定確

認検査機関に仮使用するための承認を受けた部分をいうこと。

カ 実態として、現に用途が発生し、使用されている部分についても、「仮使用の承認を受けた部分」として取り扱うこと。

(18) 建造中の旅客船【政令第1条の2第3項第3号】

ア 建造中の収容人員は、従業者の数により算定すること。

イ 「従業者の数」は、工事期間中において1日の工事従業者の数が最大となる数とすること。

(19) みなし従属における主たる用途以外の独立した用途に供される部分の収容人員の算定は、主たる用途部分であるものとして省令第1条の3の規定により算定すること。